

愛知教育大学動物実験委員会規程

〔 2006年12月13日 〕
規 程 第 76 号

(趣旨)

第1条 この規程は、愛知教育大学動物実験規程（以下「規程」という。）第7条第2項の規定に基づき、愛知教育大学動物実験委員会（以下「委員会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 規程第2条各号に規定する用語の意義は、この規程において準用する。

(任務)

第3条 委員会は、学長の諮問等に基づき、動物実験に関する次の事項について審議又は指導及び助言を行う。

- (1) 動物実験計画が関係法令等及び規程に適合していることの審査に関すること。
- (2) 動物実験計画の実施結果に係る助言に関すること。
- (3) 施設等及び実験動物の飼養保管状況の把握，調査及び学長への助言に関すること。
- (4) 教育訓練計画の内容及び体制に関する助言と実施状況の把握に関すること。
- (5) 動物実験に関する自己点検・評価に関すること。
- (6) 動物実験に関する情報公開に関すること。
- (7) 規程の改廃に関すること。
- (8) その他動物実験等の適正な実施のために必要な事項についての助言に関すること。

(組織)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 動物実験等に関して優れた識見を有する者 2人
- (2) 実験動物に関して優れた識見を有する者 2人
- (3) 保健環境センター教員 1人
- (4) その他の学長の指名する者 若干名

(任期)

第5条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第6条 委員会に委員長を置き、委員の互選とする。

2 委員長は会議を招集し、議長となる。

3 委員長に事故あるときは、委員のうちから委員長があらかじめ指名した者が、その職務を代行する。

(会議)

第7条 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

2 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 委員は、自らが動物実験責任者となる動物実験計画の審査に加わってはならない。

4 委員会は、審議した内容（次の各号に掲げる事項を含む。）を議事録として記録し、保存しなければならない。

- (1) 委員会の開催日及び場所
- (2) 委員会に参加した委員氏名
- (3) 委員会での審議内容及び審議の結果
(委員以外の者の出席)

第8条 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。
(守秘義務)

第9条 委員は、動物実験計画に関して知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。
(事務)

第10条 委員会の事務は、学系運営課において行う。
(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営等に必要な事項は、委員会の議を経て学長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、2006年12月13日から施行する。
- 2 第4条の規定にかかわらず、この規程の施行後、最初に選出される第3条各号の委員の任期については2008年3月31日までとする。
- 3 愛知教育大学動物実験委員会規程（2005年3月9日規程第20号）は廃止する。

附 則（2007年規程第61号）

この規程は、2007年11月14日から施行する。

附 則（2011年規程第46号）

この規程は、2011年6月8日から施行し、2011年4月1日から適用する。

附 則（2011年規程第102号）

この規程は、2011年11月9日から施行し、2011年10月1日から適用する。

附 則（2011年規程第146号）

この規程は、2011年12月14日から施行し、2011年4月1日から適用する。